○農林水産省告示第五百六十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月十日　第四十号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人八ヶ岳有機農業者協会　山梨県北杜市小淵沢町上笹尾三千三百三十二番地千三百三十五

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
山梨県及び長野県
(2)　認定を行う事業所の所在地
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾三千三百三十二番地千三百三十五

○農林水産省告示第五百六十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第一号

二　登録外国認定機関の名称及び住所
有限会社オーストラリアン　サーティファイド　オーガニック　オーストラリア　クイーンズランド州　チャームサイド　ギンピイロード七百六十六　一階

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
オーストラリア　クイーンズランド州　チャームサイド　ギンピイロード七百六十六　一階

○経済産業省告示第八十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第三項の規定に基づき、次のとおり同条第一項及び第二項の規定による特定標準器等の指定を取り消したので、同法第百五十九条第一項第十七号の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月六日

経済産業大臣　直嶋　正行

指定年月日	指定の取消しを行う特定標準器等
平成五年十一月一日	計量法第百三十四条第一項の規定により指定された自己校正型電流比較器であって、日本電気計器検定所が保管するもの 計量法第百三十四条第二項の規定により指定された電流比較器であって、日本電気計器検定所が保管するもの

○経済産業省告示第八十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定による公示に係る特定標準器等を用いて行う計量器の校正をすることができなくなったので、これを取りやめる旨を同条第三項の規定に基づき次のように告示する。

平成二十二年四月六日

経済産業大臣　直嶋　正行

取りやめに係る特定標準器等の校正を行う計量器	取りやめに係る特定標準器等
日本電気計器検定所	取りやめに係る特定標準器等による校正を行う計量器 変流器又は電流比較器であって、周波数が四十五ヘルツ以上六十五ヘルツ以下の場合において、校正範囲が四十キロアンペア以下のもの 自己校正型電流比較器及び電流比較器であって、日本電気計器検定所が保管するもの

○経済産業省告示第八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十六号の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月六日

経済産業大臣　直嶋　正行

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、交流電流比校正装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するものとする。

○経済産業省告示第八十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように告示する。

平成二十二年四月六日

経済産業大臣　直嶋　正行

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質		
独立行政法人産業技術総合研究所	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	分光放射照度標準電球であって、校正範囲が二百ナノメートル以上四百ナノメートル以下のもの	分光放射輝度照度測定装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの
		電流比較器であって、周波数が四十五ヘルツ以上六十五ヘルツ以下の場合において、校正範囲が五十アンペア以下のもの	交流電流比校正装置であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの
		減衰器、エアライン、ミスマッチ（ライン又は終端器のうち、線路が七ミリメートル同軸構造を有するものであって、周波数が〇・〇四ギガヘルツ以上十八ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が一以下のもの	標準エアライン群であって、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの